自転車等放置禁止について

下図の赤色で表示した区域は「自転車等放置規制区域」です。
この区域内に放置されている自転車等は撤去します。
自転車等を使用される方は道路に放置しないで、玖波駅東口の駐輪場を利用してください。
撤去された自転車等の返還には費用がかかります。
撤去の際には、標識・フェンス・ガードレール等に巻き付けてあるチェーンやワイヤー等は切断することがあります。
切断したチェーンやワイヤー等の賠償には応じません。

※「自転車等」とは、自転車・原動機付自転車及び自動二輪車をいいます。
※「放 置」とは、自転車等から離れて直ちに移動できない状態をいいます。
※ 玖波駅西口には、駐輪場がありません。

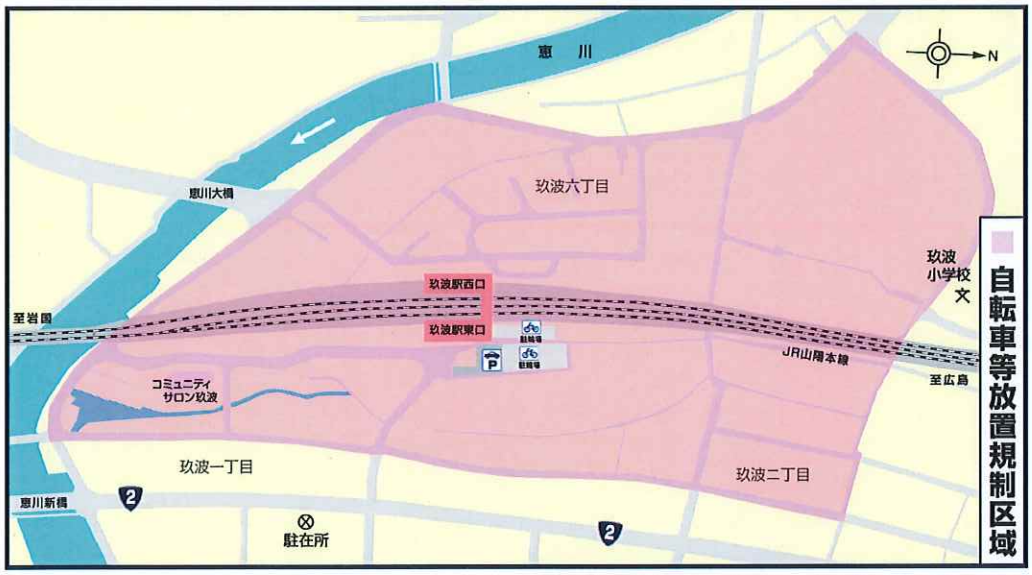

放置規制区域指定年月日　平成27年8月1日

放置自転車等の返還について

1. 保管場所　　大竹市役所（大竹市小方1丁目11番1号）
2. 返還日時　　月曜日から金曜日（祝祭日･年末年始は除く）8:30～17:15
3. 返還に必要なもの
   （1） 手数料（自転車1000円、原動機付自転車及び自動二輪車2000円）
   （2） 自転車等のカギ
   （3） 免許証・学生証・保険証等（住所・氏名が確認できるもの）
4. 注意事項　撤去後1ヶ月過ぎても引き取りのない自転車等は処分します。

大竹市建設部土木課　TEL 0827-59-2163